十　国立研究開発法人土木研究所
十一　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
第三条第十三号及び第十四号を次のように改める。
十三　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
十四　国立研究開発法人放射線医学総合研究所
（郵政民営化法施行令の一部改正）
第五条　郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項第二十一号中「独立行政法人情報通信研究機構法」を「国立研究開発法人情報通信研究機構法」に改め、同項第二十七号中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に改める。
（国家公務員退職手当法の一部改正）
第六条　国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）
年政令第三十号）の一部を次のように改正する。
第一条第一項に次の七号を加える。
五　独立行政法人国立公文書館
六　独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
七　独立行政法人統計センター
八　独立行政法人造幣局
九　独立行政法人国立印刷局
十　独立行政法人製品評価技術基盤機構
十一　独立行政法人国立病院機構（独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号。以下「平成二十六年独法整備法」という。）の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）
第一条第二項中第一号から第五号までを削り、第六号を第一号とし、第七号を削り、同項第八号中「前項各号」を「前項第一号から第十号まで」に改め、同号を同項第二号とし、同条第三項中「独立行政法人国立病院機構」を「第一項第十一号に掲げる法人」に改める。
第一条の二第一項第一号中「以後に引き続いて」の下に「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。次号において「平成二十六年通則法改正法」という。）による改正前の」を、「の職員」の下に「又は独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人（国営企業等に該当するものを除く。）の職員」を加え、同項第二号中「に引き続いて」の下に「平成二十六年通則法改正法による改正前の」を、「の職員」の下に「又は独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人（国営企業等に該当するものを除く。）の職員」を加える。
第五条第四号中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構法」を「平成二十六年独法整備法第八十八条の規定による改正前の独立行政法人宇宙航空研究開発機構法」に改め、同条第五号中「独立行政法人産業技術総合研究所の」を「平成二十六年独法整備法第百七十条の規定による改正前の独立行政法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三号）第二条の独立行政法人産業技術総合研究所の」に改め、同条第七号中「独立行政法人情報通信研究機構の」を「平成二十六年独法整備法第四十七条の規定による改正前の独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第三条の独立行政法人情報通信研究機構の」に改め、同条第十一号中「独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所」を「平成二十六年独法整備法第七十九条の規定による改正前の独立行政法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第百七十三号）第三条の独立行政法人物質・材料研究機構、平成二十六年独法整備法第八十条の規定による改正前の独立行政法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第百七十四号）第三条の独立行政法人防災科学技術研究所、平成二十六年独法整備法第八十一条の規定による改正前の独立行政法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第百七十六号）第二条の独立行政法人放射線医学総合研究所」に改め、同条第十五号中「独立行政法人水産総合研究センター及び」を「平成二十六年独法整備法第百五十三条の規定による改正前の独立行政法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第百九十九号）第二条の独立行政法人水産総合研究センターの」を「平成二十六年独法整備法第百五十三条の規定による改正前の独立行政法人水産総合研究センター法第二条の独立行政法人水産総合研究センターの」に改め、同条第十六号中「独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター及び独立行政法人森林総合研究所」を「平成二十六年独法整備法第百四十九条の規定による改正前の独立行政法人農業生物資源研究所法（平成十一年法律第百九十三号）第二条の独立行政法人農業生物資源研究所、平成二十六年独法整備法第百五十条の規定による改正前の独立行政法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第百九十四号）第二条の独立行政法人国際農林水産業研究センター法（平成十一年法律第百九十七号）第二条の独立行政法人国際農林水産業研究センター及び平成二十六年独法整備法第百五十二条の規定による改正前の独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）第二条の独立行政法人森林総合研究所」に改め、同条第十八号中「独立行政法人土木研究所及び」を「平成二十六年独法整備法第百八十四条の規定による改正前の独立行政法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）第二条の独立行政法人土木研究所及び」に、「独立行政法人土木研究所の」を「平成二十六年独法整備法第百八十四条の規定による改正前の独立行政法人土木研究所の」に改め、同条第二十号中「独立行政法人建築研究所」を「平成二十六年独法整備法第百八十五条の規定による改正前の独立行政法人建築研究所法（平成十一年法律第二百六号）第二条の独立行政法人建築研究所」に、「独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、平成二十六年独法整備法第百八十七条の規定による改正前の独立行政法人海上技術安全研究所法（平成十一年法律第二百八号）第二条の独立行政法人海上技術安全研究所、平成二十六年独法整備法第百八十八条の規定による改正前の独立行政法人港湾空港技術研究所法（平成十一年法律第二百九号）第二条の独立行政法人港湾空港技術研究所、平成二十六年独法整備法第百八十九条の規定による改正前の独立行政法人電子航法研究所法（平成十一年法律第二百十号）第二条の独立行政法人電子航法研究所」に改め、同条第二十一号中「独立行政法人国立環境研究所の」を「平成二十六年独法整備法第二百四条の規定による改正前の独立行政法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百十六号）第二条の独立行政法人国立環境研究所の」に改める。
（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法施行令の一部改正）
第七条　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法施行令（平成十九年政令第二百三十四号）の一部を次のように改正する。
第一条第二項中「第五条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。
第二条第一項中「第二十五条第三項」を「第二十五条第二項」に改める。
（職員の退職管理に関する政令の一部改正）
第八条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。
第三条中「退職する時」を「退職した場合」に改める。
第四条第四号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第六号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。
第六条中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号を第七号とする。
第十二条第一号中「若しくは特定独立行政法人」を削る。
第十三条第一項中第十六号を削り、第十五号を第十六号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。
十一　原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第二十七条第六項において準用する国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長、課長及び室長並びに同条第五項に規定する職
第十三条第一項第二十三号を削る。